延長 Hyundai Assurance Program(延長 HAP)約款

	11/-
=	/ K'

1.	延長 Hyundai Assurance Program(延長 HAP)の概要
2.	サービスの内容
3.	加入条件2
(1)	加入料金2
(2)	加入可能な車両 3
(3)	加入可能期間3
(4)	作業を行う整備工場
(5)	本サービス料金に含まれない項目3
(6)	申込手続4
4.	サービス契約及び提供期間
(1)	本サービスの契約期間
(2)	本サービスの提供期間
5.	本サービスの適用
6.	本サービスが適用されない事項5
7.	届出事項、変更事項、通知方法6
8.	本サービス契約の譲渡・継承
9.	本サービス契約の解約・解除・終了6
10.	禁止行為
11.	反社会的勢力の排除
12.	個人情報の取扱いについて
13.	免責
14.	準拠法及び管轄裁判所10
15.	分離可能性
16.	問い合わせ窓口
【別表】	本サービス内容及び返還額 11

1. 延長 Hyundai Assurance Program(延長 HAP)の概要

延長 Hyundai Assurance Program (以下、「本サービス」といいます。) は、ご加入いただくことで一部の新車に新車時から3年間付帯している Hyundai Assurance Program サービス (以下、「HAP(1-3年)」といいます。詳細は「Hyundai 公式アフターサービスページ (HAP)

(https://www.hyundai.com/jp/service/hyundai-assurance-program)」をご参照)のうち、定期点検及び車検を1回ずつ、計2年間延長するものです。なお、本サービスはHAP(1-3年)が付帯していない車両をご購入のお客様はご加入いただくことができません。また、HAP(1-3年)に付帯している「Body Protection」サービスは本サービスで延長されません。

2. サービスの内容

第3条(2)で定義する加入証に記載された車台番号の車両で、加入者と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となる Hyundai 車両(以下、「契約車両」といいます)の定期点検整備を本約款末尾の表1(以下「表1」という)に基づき、当社が指定する直営整備工場又は協力整備工場(以下、「指定工場」といいます。)において無料で実施するものとします。交換のために取り外した部品は、当社の所有物となるものとします。なお、表1に該当しない部品及び記載のない部品の交換については、有償となります。

3. 加入条件

(1) 加入料金

① 利用料金表

モデル	型式	対象トリム	価格(税込)
	ZAA-NE2STD	IONIQ 5	
IONIQ 5	ZAA-NE2LRG	IONIQ 5 Voyage	価格(税込) ¥139,050 ¥78,930
TONIQ 5	ZAA-NE4LRG	IONIQ 5 Lounge	¥139,030
		IONIQ 5 Lounge AWD	
	ZAA-NE21LRG	IONIQ 5 Voyage	
IONIQ 5	ZAA-NE41LRG	IONIQ 5 Lounge	
		IONIQ 5 Lounge AWD	
IONIQ 5 N	ZAA-NENLRG	IONIQ 5 N	V70 020
	ZAA-SX2STD	KONA Casual	¥70,930
KONA	ZAA-SX2LRG		
	ZAA-HA861	KONA Voyage KONA Lounge	
	ZAA-HA871	KONA Louilge	

	ZAA-B1511	INSTER Casual	
INSTER	ZAA-B1521	INSTER Voyage	
		INSTER Lounge	
NEXO	ZBA-FE120	NEXO	¥226,935

② 本サービスの利用料金の返還については、第9条(1)項、第9条(2)項の規定によるものとします。

(2) 加入可能な車両

本サービスに加入できる車両は、当社が正規輸入し日本国内で販売した Hyundai 車両のうち、 HAP (1~3年) が付帯している新車を購入した所有者または使用者に限るものとします。 ただし、 以下①~®に該当する車両または履歴を有する車両については加入できないものとします。 万が一、 該当する車両が加入していた場合、サービスの提供済みにかかわらず、 当該時点で本サービスの利用 権利を喪失するものとし、未使用分の返金は行わないものとします。

- ① 本条(1)に記載の「加入料金」に記載のないモデルの場合
- ② レンタカー
- ③ 事業用車両(ハイヤー、タクシー 等)
- ④ 特種用途車両(キャンピングカー、教習者、事務室車、霊柩車 等)、競技車両の場合
- ⑤ 法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、架装、変更が加えられている車両
- ⑥ 中古車(ただし、HAP(1~3年)が付帯されており、保証継承点検を受けた車両は除く)
- ⑦ HAP(1-3年)が新車販売時に付帯されていない車両
- ⑧ その他、当社が都度指定した車両

(3) 加入可能期間

本サービスの加入申込可能期間は、対象車両が新車として登録された日(以下、「新車登録日」といいます)から47か月目(新車登録後4年が経過する前)までの法令及び当社が指定する定期点検整備実施前までです。

(4) 作業を行う整備工場

本規約に定める作業につきましては、指定工場にて実施いたします。最寄りの指定工場へご連絡を頂き、メンテナンスノート及び車検証、加入証をご提示の上、作業をお申し付けください。ただし、加入証を紛失した場合でも指定工場でご加入状況が確認できるため、お申し付けください。

(5) 本サービス料金に含まれない項目

本サービス料金には、以下の費用は含まれません。

- ・ 消耗部品の交換費用(例:エアコンフィルター、ブレーキパッド、ワイパーゴム等)
- 新車保証期間終了後の修理費用

新車保証期間終了後の修理については、本サービスとは別に「Hyundai 新車延長保証制度」をご用意しています(詳細は Hyundai 公式サイトをご確認ください)。

(6) 申込手続

加入者と当社の間で本約款に基づいてなされる本サービスに関する契約(以下、「本サービス契約」といいます)の申込者は、本約款に記載されたすべての条項に同意したものとします。申込には、当社所定の申込書に必要事項を記入し、本条(3)に定める申込可能期間内に当社宛に申込書を提出し、その後当社から指定される方法で加入料金を支払うものとします。本契約は申込のあった車両に限り適用されるものとし、当社が加入を承認し加入者からの料金の支払いが確認された時点で、当社と加入者との間に本サービスに関する契約が成立するものとします。なお申込者は、本条(2)を満たす車両の所有者または使用者とします。加入車両の所有者または使用者でない方が申込手続きを行う場合には、当社の定める本サービス契約に申込可能な車両(以下、「対象車両」といいます)の所有者または使用者が発行した委任状を申込書と一緒に提出いただく必要があります。

4. サービス契約及び提供期間

(1) 本サービスの契約期間

以下の契約締結日から契約終了日までとします。

- ・ 契約締結日:加入料金の支払い日
- ・ 契約終了日:新車登録日から 60 か月後の応当日の前日までとし、申込書及び加入証の「サービス終了日」欄に記載します。

(2) 本サービスの提供期間

以下に記載する提供開始日から提供終了日までとします。

- ・提供開始日:契約締結日が新車登録日から36か月以内の場合は新車登録日から36か月後の応当日とし、契約締結日が新車登録日から36か月後の応当日より後の場合は契約締結日とし、申込書及び加入証の「サービス開始日」欄に記載します。
- ・ 提供終了日:契約終了日と同一日とし、新車登録日から 60 か月後の応当日の前日までとします。

5. 本サービスの適用

- (1) 本約款の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される車両にのみ適用されます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスの提供はいたしません。また、日本国外に車両があったために本サービスの提供を受けることができなかった場合でも、第9条(2)項に定める解約条件を満たさない限り、契約の解約および支払い済み利用料金の返還はできません。
- (2) 加入者または加入者から契約車両の利用の許諾を受け、正当な権限のもとに当該契約車両を 現に利用している者(以下、「利用者」といいます)が本サービス提供のために必要な加入証および 本人確認を求められたにもかかわらず提供しない場合は、本サービスが受けられないことがあります。
- (3) 加入者および利用者は、契約車両につき以下の事項を遵守するものとします。
 - ① 取扱説明書に示す取扱方法に従った使用
 - ② 日常点検および整備(高速走行前の点検を含む)の実施
 - ③ 定期点検整備の実施が確認できる整備手帳、自動車検査証、加入証の提示
- (4) 加入者または利用者が、本サービスの提供を受ける場合には、本サービスの提供期間内の時期に 応じて最寄りの当社指定工場に契約車両をお持込いただき、整備手帳、自動車検査証、加入証を ご提示の上、当社指定工場のスタッフに本サービスの実施をお申し付けください。

6. 本サービスが適用されない事項

- (1) 以下に該当または起因すると判断された場合、本サービスは適用されません。
 - ① 当社指定工場以外での定期点検整備・メンテナンス費用
 - ② 加入者または利用者の故意・過失により、生じた追加の費用
 - ③ Hyundai Mobility Japan が指定する部品(油脂類を含みます)以外が使用されていた場合
 - ④ 法令および当社が認めていない改造または架装が行なわれていた場合(当社指定サイズ以外のタイヤ・ホイールの装備、前席ガラスへの着色フィルムの貼付を含みます)
 - ⑤ 取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用がされていた場合
 - ⑥ 第3条(2)に定める契約車両に該当しない車両であった場合
 - ⑦ 第9条の事由が発生した場合
 - ⑧ 加入者または利用者から虚偽の申告があった場合、加入者または利用者からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合
 - ⑨ 加入者または利用者が、法令に定める禁止事項または遵守義務に違反したために発生した場合
 - ⑩ 一般に走行しない場所での走行、またはレース、ラリーなど過酷な条件下で走行した場合
- (2) 本サービスには以下を含みません。
 - ① 第4条に定められていない項目
 - ② タイヤ、バッテリー、その他本サービスの内容に含まれない修理に要する修理代金および部品代
 - ③ 納車・引取りサービス

- ④ 代車サービス
- ⑤ 契約車両が使用できないことによる損失(休業補償、営業補償、逸失利益等)

7. 届出事項、変更事項、通知方法

- (1) 申込書に記載されている加入者の氏名、住所、契約車両の登録番号、E-mail アドレスに変更があった場合、加入者はその変更事項につき、当社の指定する変更届をもって、当社へ速やかに届け出るものとします。
- (2) 加入者は、契約車両を譲渡または廃車する場合は、予め当社所定の届出書により、当社に本サービス契約の解約を届け出るものとします。
- (3) 加入者は、本加入証を汚損・紛失した場合は、当社へお申し出ください。再発行の手続きを行ないます。
- (4) 当社から加入者に通知を行なう場合は、当社公式ホームページ上、または加入者から当社に届け出がなされている氏名、名称、住所、E-mail アドレス宛に行ないます。なお、加入者がその氏名、名称は住所、並びに E-mail アドレスに変更があったにもかかわらず、本条(1)項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、加入者から当社に届け出がなされている宛先へ通知を発し、その通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

約款の変更

- (5) 当社は、法令の変更、社会情勢の変化、業務内容の変更その他合理的な事由により、本約款を変更することがあります。この場合、当社は変更後の内容または効力発生日について、当社ホームページ等において事前に掲示または周知するものとし、当該効力発生日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。変更が加入者に不利益となる場合には、変更内容を個別に通知し、効力発生日までに解約の機会を設けるものとします。
- 8. 本サービス契約の譲渡・継承

加入者の契約上の権利義務は、加入者の一身専属的なものとみなし、包括または特定承継を問わず一切 これを第三者に譲渡・継承させ、また担保に供することはできないものとします。ただし、 第 9 条 (4) 項⑤た だし書きに定める場合を除きます。

- 9. 本サービス契約の解約・解除・終了
 - (1) 当社による本サービス契約の解除

当社は、以下の場合には、何ら通知または催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、本サービス 契約を解除することができるものとします。ただし、加入者が個人の場合(事業としてまたは事業のため に本サービス契約の当事者となる場合を除く)には、以下①の事由に基づく解除は、相当の期間を定 めた催告のうえ行うものとします。

- ① 加入者が所定の利用料金を支払っていない場合
- ② 申込書の記載内容、登録内容変更申請書の記載内容について、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③ 加入者が本サービスの利用に関して、違法な行為または当社との信頼関係を著しく損なう背信的 行為を行なった場合
- ④ 加入者が本約款の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合

(2) 加入者都合による本サービス契約の解約

加入者による本サービス契約の解約は、以下①に該当する場合に限り、支払い済みの利用料金のうち所定の金額を本サービス契約の解約を申請し、当社が受理した日から 60 日以内に返還します。

① 契約車両が廃車または譲渡された場合に、本約款末尾表 2 定める条件に応じて所定の金額を返還します。ただし、新車登録日より 60 か月以内に本条(3) 項に定める適式な解約申請書の提出を完了した場合に限ります。

(3) 解約時の必要書類

加入者は、本条(2)項の条件を満たし本サービス契約の解約を希望するときには、あらかじめ当社 所定の解約申請書および廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書を当社に提出するものとします。加入者からの有効な解約届および前記の公的証明書を当社が受領した日をもって本サービス 契約は終了するものとします。

(4) 契約期間中の本サービス契約の終了

第4条(1)項に定める契約期間(契約締結日から契約終了日まで)に、以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点で本サービス契約は、当然に終了するものとします。

- ① 契約車両の修理が不可能であると判断された場合
- ② 加入者が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合
- ③ 契約車両の登録が抹消された場合
- 契約車両が第3条(2)項①~⑧に記載される車両の、いずれかに該当することとなった場合
- ⑤ 本サービス契約締結時に加入者が契約車両の使用者であった場合において、加入者が契約車両の使用者でなくなった場合

ただし、②については、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り所定の用紙をもって届け出ることにより継承することができます。

- ・同居の親族間における使用者の変更
- ・ 個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
- ・ 法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合

この継承を希望する場合、当社所定の申請書および使用者変更の事実を証明する書類(住民票、法人登記簿等)の確認を求める場合があります。当社から確認を求められたにもかかわらず、必要書類をご提供いただけない場合は、継承が認められず、本サービス契約は当然に終了するものとします。

- ⑥ 個人加入者の死亡または法人加入者の解散の場合
- (5) 本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了が判明した場合 本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了等の事由により本サービスの提供を受ける 権利を有していなかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を 受けた方の負担となります。

10. 禁止行為

お客様は、本サービスの利用にあたって、次の各項のいずれかに該当する行為、または、該当するおそれのある 行為をしてはなりません。これらの行為がされたものと当社が認めた場合、当社は本サービスの全部または一部 の提供を拒否することができ、かかる拒否によりお客様に生じた損害につき、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社に対する詐欺、脅迫、名誉もしくは信用の毀損または業務妨害に関連する行為
- (3) 当社または第三者の知的財産権その他の権利または利益を侵害する行為
- (4) 本サービスの運営を妨害する行為
- (5) 反社会的勢力等の活動または反社会的勢力等への利益供与のために利用する行為
- (6) 本約款等において禁止する行為
- (7) 当社が個別サービスの約款において禁止行為として表示している行為
- (8) 前各項に掲げる行為を直接または間接に惹起し、または、容易にする行為
- (9) 前各項に掲げる行為を試みる行為
- (10)その他、本サービスの目的、社会規範または公序良俗に反する行為
- (11)その他、本サービスの利用行為としてふさわしくない行為

11. 反社会的勢力の排除

お客様が次のいずれかに該当する場合、お客様は本延長保証を利用できない場合があります。また、これらの 事由に加え、これらの事由により本延長保証が利用できなかったことによりお客様が損害を被った場合でも、当 社は一切の責任を負いません。

- (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。)に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、お客様による本サービスの利用により取得する個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシー (「Hyundai アカウントのプライバシーポリシー」及び「個人情報の取扱いについて」をいいます。) に従って取り扱うものとし、お客様はこれに同意します。
 - ・ Hyundai アカウントのプライバシーポリシー https://www.hyundai.com/jp/privacy
 - 個人情報の取扱いについてhttps://www.hyundai.com/jp/privacyStatement
- (2) 当社は、個別サービスに係る本約款等の定めにおいて別途個人情報保護方針を定める場合があり(以下「個別サービスプライバシーポリシー」といいます)、Hyundai プライバシーポリシーと個別サービスプライバシーポリシーが矛盾抵触する場合、個別サービスプライバシーポリシーの内容が優先するものとします。
- (3) 本サービスは、当社と当社の提携会社(日本以外の国:大韓民国を含みます。)と連携して運営されています。当社は、プライバシーポリシー記載の利用目的達成に必要な範囲内において、個人情報取扱いの全部または一部を委託することがあります。

13. 免責

(1) 当社は、前条各項の事由、及び本サービスのシステム等において障害または不具合が発生したことにより本サービスを利用することができない状態になったことを理由に、お客様に対して何ら責任を負うものではありません。ただし、当該損害の発生が当社の故意または重大な過失によるものである場合を除きます。

(2) 本サービスに関してお客様が被った損害(間接損害、特別損害、弁護士費用その他一切の損害を含む)について損害賠償の責任を当社が負う場合であっても、その賠償額は3万円またはお客様に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害額のいずれか低い額を上限とします。なお、消費者契約法その他の法令により当社の責任制限が無効とされ、または制限される場合には、当該法令の定めに従うものとします。

14. 準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本約款の準拠法は日本法とします。
- (2) 本約款に起因し、または、関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とします。ただし、お客様が消費者契約法に定める消費者に該当する場合には、消 費者契約法の規定に従い、お客様の住所地を管轄する裁判所に提起することを妨げません。

15. 分離可能性

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合においても、本約款のそれ以外の条項及び部分については、なお完全に効力を有するものとします。

16. 問い合わせ窓口

Hyundai Assurance Program に関してご不明点がございましたら、「よくある質問」にてご確認ください。 よくある質問: https://www.hyundai.com/jp/faq

(1) 本サービス利用時のお問い合わせ 当社指定工場、または Hyundai カスタマーセンターへご連絡ください。

当社指定工場 (一覧は公式ホームページよりご確認いただけます。)

アフターサービス: https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service
整備拠点: https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service

(2) その他延長 Hyundai Assurance Program に関するお問い合わせ Hyundai カスタマーセンターへご連絡ください。

Hyundai カスタマーセンター (0120-600-066)

平日午前9時~午後6時(定休日:土/日、祝日)

神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番3号 横浜コネクトスクエア9階 Hyundai Mobility Japan 株式会社

【別表】本サービス内容及び返還額

本別表は、本サービスの提供内容および契約解約時の返還額に関する条件を明示するものです。詳細は各表をご参照ください。

表1

第2条 本サービスの内容

(1) 法定 12 か月点検 4 年目の法定 12 か月点検を無料で実施します。 *1、*2、*3

定期点検整備	車検	①から③を無料で実施し、さらに④を提供いたします。
	法定 24 か月点検	① 車両点検整備の基本料金 *4、*5、*6
	+登録代行費用	② 車検証の更新業務 (検査登録代行手数料の当社負担を含む)
	+完成検査料	③ 完成検査料の当社負担
		④ (「IONIQ 5」のみ搭載)バッテリークーラントの無償交換(工賃
		部品代含む) *7、*8、*9

- (*1) 点検の結果要した部品代や交換工賃、及び自賠責保険(強制保険)加入・更新費用、自動車重量税及び印紙代はお客様負担となります(Hyundai アフターサービス約款 第2章の新車保証が別途適用される場合、その限度において当社が負担いたします)。
- (*2) また、延長 HAP の適用のためには初度登録日から 48 か月後の応当日、前後 3 か月の間に車両を検査実施のため指定工場に入庫する必要があります。指定された期間外においては、車検点検無料パッケージの提供を受けられません。
- (例) 6月10日が初度登録の場合は4年後の3月10日~9月10日の間。
- (*3) 4年目の法定 12 ヵ月点検時に延長 HAP を利用する場合は 1年目、2年目の法定 12ヵ月点検及び 3年目の 車検を指定工場で受けていることが条件となります。
- (*4) 点検の結果要した部品代や交換工賃、及び自賠責保険(強制保険)加入・更新費用、自動車重量税及び印紙代はお客様負担となります(Hyundai アフターサービス約款 第2章の新車保証が別途適用される場合、その限度において当社が負担いたします)。
- (*5) また延長 HAP の適用のためには、本車両点検整備を応当日ではなく、車検満了日(初度登録日から 60 か月が経過する前々日)までにお受けいただく必要がございます。ただし、車検満了日の1か月以上前にご依頼される場合は、車検の有効期間が、車検を受けられた日から2年間となりますので、想定される次回の車検満了日が短縮される場合がございます。
- (例) 2020 年 6 月 10 日登録の場合は、5 年後の 2025 年 6 月 8 日までに受ける必要が有ります。
- (*6) 5 年目の車検時に延長 HAP (車両点検費用、車検証の更新業務、完成検査料の当社負担) を利用する場合は 1 年目、2 年目、4 年目の法定 12 ヵ月点検及び 3 年目の車検を指定工場で受けていることが条件となります。
- (*7) バッテリークーラントとは、電気を通しづらい、低伝導性の電気自動車専用の冷却液です。IONIQ 5 では、緻密なバッテリー温度管理を維持するために 36 ヶ月、または 60,000km 走行毎での交換を推奨しています。
- (*8) 交換の場合、交換製品の指定はできず、Hyundai 純正品のうち当社所定の製品との交換となります。なお交換により取り外した製品は原則指定工場にて回収いたします。回収にあたり、お客様は買取費用等一切の費用を請求できないものとします。
- (*9) 車両の生産時期によりバッテリークーラントの交換を含まない場合があります。詳しくは当社又は指定工場へご相談ください。

表 2

第9条 本サービス契約の解約・解除・終了(加入者都合による本サービス契約の解約)

返還額一覧① (返還基準 [~Ⅲ)

項目	返還基準 I	返還基準 Ⅱ	返還基準 Ⅲ	
新車登録日からの経過期間	36 か月以内	37~48 か月以内		
法定 12 か月点検	未実施	未実施 実施済		
車検	未実施	未実施未実施		

	車種	事務手数料 (総額の約 5%)	返還額	事務手数料 (総額の約 10%)	返還額	事務手数料 (残りの車 検費用の約 10%)	返還額
	IONIQ 5 型式: ZAA-NE2STD ZAA-NE2LRG ZAA-NE4LRG	7,000	132,050	14,000	125,050	12,000	103,290
	IONIQ 5 型式: ZAA-NE21LRG ZAA-NE41LRG	4,000	74,930	8,000	70,930	6,000	49,170
車效工粉型	IONIQ 5 N 型式: ZAA-NENLRG	4,000	74,930	8,000	70,930	6,000	49,170
事務手数料及び返還額	KONA 型式: ZAA-SX2STD ZAA-SX2LRG ZAA-HA861 ZAA-HA871	4,000	74,930	8,000	70,930	6,000	49,170
	INSTER 型式: ZAA-B1511 ZAA-B1521	4,000	74,930	8,000	70,930	6,000	49,170
	NEXO 型式: ZBA-FE120	12,000	214,935	23,000	203,935	21,000	182,175

※金額単位:円

返還額一覧②(返還基準Ⅳ~Ⅵ)

	項目	返還基準 Ⅳ		返還基準 V		返還基準 VI	
新車登録日	日からの経過期間	49~60 か月以内					
法定 1	2か月点検	未実施未実施			実施済		
車検		未実施		未実施		未実施	
	車種	事務手数料 (総額の約 15%)	返還額	事務手数料 (総額の約 15%)	返還額	返還額	

	IONIQ 5 型式: ZAA-NE2STD ZAA-NE2LRG ZAA-NE4LRG	21,000	118,050	18,000	97,290	0
	IONIQ 5 型式: ZAA-NE21LRG ZAA-NE41LRG	12,000	66,930	9,000	46,170	0
事務手数料	IONIQ 5 N 型式: ZAA-NENLRG	12,000	66,930	9,000	46,170	0
事務于数科及び返還額	区NA 型式: ZAA-SX2STD ZAA-SX2LRG ZAA-HA861 ZAA-HA871	12,000	66,930	9,000	46,170	0
	INSTER 型式: ZAA-B1511 ZAA-B1521	12,000	66,930	9,000	46,170	0
	NEXO 型式: ZBA-FE120	35,000	191,935	31,000	172,175	0

※金額単位:円